

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項、第四十四条の二第二項及び第六十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一岡山の項を次のように改める。

岡 山	宇野、水島、岡山	水島
-----	----------	----

別表第五和歌山の項の次に次のように加える。

岡 山	水島
-----	----

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に水島港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日に当該港湾管理者が同条第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得たものとみなす。

理由

水島港を特定重要港湾及び入港料を徴収しようとするときに国土交通大臣の同意を得ることを要する港湾に指定する必要があるからである。